## R1.10.1~五島市特定教育·保育施設等の利用者負担《保育料》

## 教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯	0円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	0円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	四
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	0円

<sup>※</sup>国の基準のおおむね27%を軽減する。

## 保育認定の子ども

(2号認定:満3歳以上)(3号認定:満3歳未満)

階層区分		利 用 者 負 担				
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
①生活保護世帯		0円	0円	0円	0円	
②市町村民税 非課税世帯		0円	0円	0円	0円	
③所得割課税額 48,600円未満		0円	0円	7,000円 15,200円	7,000円 15,000円	
④所得 割課税 額 97,000 円未満	所得割額 課税額 77,101円 未満	0円	0円	7,000円 23,400円	7,000円 23,000円	
	所得割額 課税額 77,101円 以上	0円	0円	23,400円	23,000円	
⑤所得割課税額 169,000円未満		0円	0円	34,700円	34,200円	
⑥所得割課税額 301,000円未満		0円	0円	47,500円	46,800円	
⑦所得割課税額 397,000円未満		0円	0円	62,400円	61,400円	
8所得割課税額 397,000円以上		0円	0円	81,100円	79,800円	

<sup>※</sup>国の基準のおおむね22%を軽減する。(現行の保育料を上回らないよう設定)

<sup>※</sup>第2,第3階層区分上段は、ひとり親世帯等、 在宅障がい児(者)のいる世帯、その他の世 帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮 していると市長が認めた世帯)

<sup>※</sup>第2,第3, 第4階層(所得割課税額77,101円未満)区分上段は、ひとり親世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他の世帯 (生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯)